

## ●高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度および最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度を定め、さらに必要と認められる場合には壁面の位置の制限も定めることができる制度です。

青梅市では、東青梅駅南口地区の1地区において指定をしております。